

## 1 1月5日付の「質問票」についての意見書

生命倫理専門調査会  
井村裕夫会長殿

ヒト胚の研究・利用をめぐる審議がいよいよ重大な局面にさしかかってまいりました。総合科学技術会議の議員としてご多忙をきわめておられる上、きわめて重い生命倫理問題を扱う調査会の座長として大きな責任を負われ、ご苦労の程、推察いたします。

さて、この件につき、先日お送り下さいましたアンケートについて、調査会の委員として大いに不安を覚えましたので、まずは意見書をお送りするのが適切ではなかろうかと考えた次第です。このようなアンケートに今、そのままお答えし、それが審議の方向を決めるようなことになれば、私どもの考える生命倫理の審議のあり方を大いに逸脱することになると考えるからです。そこで、以下にその理由を述べさせていただきます。まずはその理由を述べることこそ、委員としての責任を果たすことになると考えるからです。

そもそも生命倫理専門調査会で議論を始めたのは、ここに書かれているような質問を、深く議論するためのものであったのではなかったでしょうか。そこに含まれる内容が、か×かで決められないようなものであり、1, 2行の説明で解き明かすことのできるようなものでないからこそ、長時間の議論を行っているものではなかったでしょうか。しかし、井村会長はそのような議論の内容を深めるのではなく、イエスかノーかの結論を出すことをひたすらせいておられるように感じられます。

毎日新聞1月4日の社説でも指摘されていますとおり、「今回調査会が少しでも解禁の方向性を打ち出すのであれば、明確な理由がある」と考えながら議論は進められてきたはずです。社説は続けて、その理由が議論の中で深まらず、また明確でもなく、「動物実験やヒトES細胞研究でどれほどの成果が上がっているのか。ヒトクローン胚で試すしか道がないところまで来ているのか。認めるための倫理基盤は何か。詳しいデータと分析、倫理的理由づけが示されなければ、国民も納得させられない」と指摘しております。私どもも同様の考えに基づき、審議を続けてきたつもりです。

「人の生命の萌芽」といった言葉だけにこだわり、それが論拠となるかのようなアンケートの問いかけは納得しがたいものです。人体の部分を取り出して医療に資するということが許されるとしても、適用範囲が限定されるべきで、再生医療を全体として視野に入れての議論は、精密さを欠き、人体の材料化（手段化の一部）と濫用につながるとともに、これまで暗黙の道德として守られてきた、「人体への不可侵」を揺るがすことになりかねません。医師はこの「人体への不可侵」についてその高い倫理性を保証され、その前提の下に国民から信頼（医師資格）を得て、治療を目的にした人体への侵襲を許されてきました。

しかし、現在の報告書案にはそのような医療の倫理性への真剣な考察が欠けています。この度のアンケートに至っては、そのような重大な倫理的問題に触れようとしても、わずか2行ほどのスペースが与えられているにすぎません。

井村会長が結論をお急ぎになるのは、患者さんに対して直接向かい合う立場から、患者さんを一日も早く救いたいというお考えなのかもしれません。審議においても、患者さんを救う技術があるのに、なぜ禁止できるのかという医学者からの問いかけがしばしばなされます。しかし、その手段が本当に個人の救済にとどまる場合と、個人の救済が社会全体にとって、また未来の人類にとって大きな道徳的社会的問題や生物学的混乱を招きかねない場合とでは、判断すべき基準も当然異なるはずで、今回の問題は、後者だからこそ、議論を始めたのではなかったのでしょうか。

「取り返しがつかない」ことを決めるには、よほど慎重に、科学的合理性と十分な倫理的省察とをもってなすべきだと私どもは考えます。議論の本質を曖昧にするようなアンケート調査を無記名で行い、それをもって審議の展開を図ろうとすることは、審議会の権威をおとしめることになりかねないと考えます。アンケートにお答えすることが出来ないと考えるのは、以上のような理由によります。

委員の方々の中には、期日までにアンケートに答えることが委員の義務と考えて、お答えになった方々が少なくないことと思います。しかし、これまでの審議の経過を振り返り、ここに述べたような事情をご考慮いただきましたなら、今こうしたアンケートにすぐに答えることが適切であるかどうか、あらためて考え直すべきだにご判断なさることと想像します。

最後に、アンケート調査の結果の取り扱いについてですが、このような調査会においては、多様な意見を採り上げ、多様な意見をその理由とともに明らかにすることこそ重要と考えますので、その点にもご配慮いただけますことと信じております。

なお、この意見書は私どもの公開されるべき意見ですので、無記名ではなく、次回11月28日の調査会においてすべての方（委員および傍聴の方々を含む）にお配りくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成15年11月11日  
生命倫理専門調査会委員 勝木元也、島園進